

## 7 30万市民の暮らしはどうなるの？

合併問題協議会では、11市町村のすべての事務事業について、現状や合併を想定した場合の課題・問題点を調査しています。この調査のごく一部ですが、住民の皆さんの生活に直接関わることについて、11市町村で合併することを想定して、皆さんへの影響額等を試算し、合併問題協議会として現時点での考え方をお示しします。

しかしながら、下記の内容はあくまでも調査研究の一環として、皆さんに合併問題を考えていただく資料として作成したものであり、現段階では、11市町村が合意し決定したものではありません。今後、法定協議会で協議され決められていくものです。

### (1) 協議会で調整方針(案)が協議された項目

#### 財産・負債

財産・負債は、原則的に現行のまま新市に引き継ぐ方向で考えています。

財産区の取扱いも、現行の財産区のまま新市に引き継ぐ方向で考えています。

#### 証明手数料

##### 戸籍関係証明手数料

戸籍関係証明手数料は、現在、各市町村同額のため、11市町村合併後も現行どおりと考えています。

##### 住民票関係・税関係証明手数料

住民票関係及び税関係証明手数料は、久居市と河芸町が200円で一番低く、津市が250円、その他8町村は300円となっており、合併した場合には手数料を統一する必要性が生じます。

合併問題協議会では、久居市、河芸町の例により、手数料を200円に統一したいと考えています。

#### 施設使用料

施設使用料は、施設の内容・規模及び建設年度がそれぞれ異なり、11市町村が独自の考え方で、適正な金額を設定していることを考慮し、合併後も原則として現行どおりとしたいと考えています。

ただし、適正な使用料金について、将来、新市において見直しを検討する必要があります。

#### 通学区域

通学区域は、就学する指定校の変更についての許可基準を緩和する方向で統一し、通学区域制度の弾力的運用を図るとともに、11市町村の境界に隣接する学区は、教室の状況を踏まえて通学距離を考慮するなど、現在の通学区域の線引きを変更せず学区を選択することができる方向で考えています。

#### 税金

##### 個人市町村民税均等割

個人市町村民税均等割は、地方税法で人口5万以上50万未満の市では年額2,500円、人口50万未満の市町村では年額2,000円を標準税率としています。現在、この圏域では、津市だけが2,500円でその他の市町村は2,000円となり、11市町村が合併した場合、税率は2,500円となり格差を調整する必要があります。

合併問題協議会では、地方税法の規定に基づき、標準税率2,500円を適用したいと考えています。

### 固定資産税率

固定資産税率は、11 市町村で地方税法の規定どおりの税率が適用されており、差異はなく調整の必要はありません。

### 法人市町村民税法人税割税率

法人市町村民税の法人税割税率は、地方税法で 12.3%を標準税率としています。津市においては、資本金 1 億円を超える場合 13.5%の超過税率を採用していますが、その他の市町村は一律 12.3%の標準税率としているため、11 市町村が合併する場合、この税率を調整する必要が生じます。

合併問題協議会では、津市の例により資本金 1 億円超の場合 13.5%の超過税率を適用したいと考えています。

### 都市計画税率

都市計画税は、津市が都市計画区域のうち市街化区域内の土地及び家屋に対し課税していますが、その他の市町村では課税していないため、これを調整する必要があります。

合併問題協議会では、新市における都市計画区域の見直しに合わせて、都市計画税を課税したいと考えています。

- ・線引きのある都市計画区域を有する市町村・・・津市、久居市、河芸町、香良洲町、嬉野町（2 市 3 町）
- ・都市計画区域を有する市町村・・・・・・・・・・芸濃町、安濃町（2 町）
- ・都市計画区域を有しない市町村・・・・・・・・・・美里村、一志町、白山町、美杉村（2 町 2 村）

## （ 2 ） 今後も引き続き協議会で調整方針(案)の協議が必要な項目

### 水道料金

現行料金で、仮に口径 13 mm、1 ヶ月 25 m<sup>3</sup>使用したと試算すると、白山町の 5,350 円から津市の 2,575 円までの幅があります。仮に低いところにあわせれば、収入は 70 億円程度になり、現在、必要な額に対して水道事業を実施したうえで、8 億円程度の収入不足となります。

この 8 億円を一般会計でしかも国の特別措置で補填できるかどうか、また、どれだけの経費削減が可能か等、今後検討を重ね調整することになります。合併してすぐに、従前の負担を大きく変更することはできないと考えています。

（口径 13 mm で 1 ヶ月 25 m<sup>3</sup>を使用した場合、単位：円 / 月）

	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現 在	2,575	2,825	3,300	3,950	3,300	3,400	3,090	4,500	5,350	4,850	4,375

### 保育料

所得税階層区分ごとに国の徴収基準があり、その何%を保育料にするかによって、各団体にそれぞれ差があります。平成 13 年度の徴収実績は平均 72.7%、美里村は 82.4%、白山町は 50.5%であり、その差は非常に大きいといえます。

今後検討を重ね調整することになりますが、合併してすぐに、従前の負担を大きく変更することはできないと考えています。

上段：平均保育料（円 / 月） 下段：国徴収金額に対する比率（%）

	津 市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現 在	24,157	19,226	20,431	19,862	27,390	24,036	21,957	22,527	15,635	23,451	16,764
	79.2	61.4	72.3	65.3	82.4	59.7	70.2	70.3	50.5	74.1	51.6
平 均	22,530										
	72.7										
増 減	1,627	3,304	2,099	2,668	4,860	1,506	573	3	6,895	921	5,766
	6.5	11.3	0.4	7.4	9.7	13.0	2.5	2.4	22.2	1.4	21.1

## 幼稚園保育料

幼稚園保育料は、現在、月額で美里村 5,800 円と、白山町の 5,000 円の差であります。  
平成 14 年度の料金収入を維持するとすれば、月額 5,500 円程度が必要となります。

(単位：円/月)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	5,700	5,200	5,200	5,500	5,800	5,500	5,500	5,500	5,000	5,500	5,500
平均	5,500										
増減	200	300	300		300				500		

## 学校給食

現在、11 市町村の中で、幼稚園、中学校の給食の実施の有無などに差があります。今後、調整が必要となりますが、11 市町村の実情に応じて、当分の間、現在の実施方法を継続せざるを得ないと考えています。

### 中学校給食実施状況

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	1校のみ	ミルクのみ	有	有	有	有	有	有	有	有	無

### 幼稚園給食実施状況

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	2園	無	有	有	有	有	有	有	有	有	有

## 国民健康保険料(税)

国民健康保険料(税)は、賦課方式が異なります。

津市：3方式(均等割、平等割、所得割)      その他：4方式(均等割、平等割、所得割、資産割)

資産割を採用していないのは津市だけで、均等割、平等割をどの程度にするかということも問題ですが、津市の 80,618 円を目安にすると、芸濃町は 65,408 円であります。仮に低額にあわせると、現在の徴収実績と比べ、約 15 億円の差(収入不足)が生じます。

どちらのルールをとるにしても、直近の医療費の高騰とか高齢化の進展により、また、医療制度の改革等もありますので、いずれ料金を改定せざるを得なくなります。しかし、合併してすぐに、従前の負担を大きく変更することはできないと考えています。

### 平成 13 年度 1 人当たり保険料(税)

(単位：円/年)

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	80,618	80,260	72,759	65,408	79,849	66,718	67,786	71,724	72,673	72,964	66,361
平均	77,119										
増減	3,499	3,141	4,360	11,711	2,730	10,401	9,333	5,395	4,446	4,155	10,758

## 介護保険料

平成 12 年度から 14 年度までの単価は、第 1 号被保険者基準額で、津市 3,152 円から安濃町 2,541 円までの差があります。まず、平成 15 年度から 17 年度の料金を各団体が今設定をしていますので、この基準額でスタートせざるを得ず、次期分の最終年度（平成 17 年度；合併初年度）の不均一料金はやむを得ないと考えています。

その後、平成 18 年度からの料金を改めて計算して、均一料金を考えています。

### 第 1 号被保険者基準額

（単位：円／月）

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	広域連合				
							香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	3,152	2,858	2,833	2,995	2,800	2,541	2,771				

## 公共下水道使用料

料金体系、料金単価、受益者負担金に違いがあり、また、普及率も差があるため、今後検討を重ね調整することになります。しかし、合併してすぐに、従前の負担を大きく変更することはできないと考えています。

上段：使用料（1 世帯当たり 4 人で 1 ヶ月 25 m<sup>3</sup> 使用 単位：円／月） 下段：普及率（単位：％）

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	嬉野町	美杉村
現在	3,050	2,375	2,200 (3,200)	2,360			1,800	3,150	4,500	3,150	
	32.4	45.1	21.2	23.8			99.0	29.2	9.3	41.5	

河芸町の欄の上段は千里ヶ丘公共下水道、中段（ ）は浜田公共下水道

## 一部事務組合等

11 市町村で合併となれば、ほとんどの一部事務組合は解散が可能となります。

合併特例法の一部事務組合等の特例（第 9 条の 2）では、一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合に、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができるかと規定しています。